

21 函館市介護老人保健施設の人員，施設および設備ならびに 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い，介護老人保健施設の事業の基本方針，人員の基準等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和３年４月１日

函館市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する 基準を定める条例

新旧対照表

現 行	改 正 案
目次 第 1 章～第 5 章 (略) (新設) 附則 (基本方針) 第 3 条 (略) 2・3 (略) (新設) (新設) (条例で定める従業者の員数) 第 4 条 介護老人保健施設に置くべき従業者 およびその員数は、医師および看護師につ いては介護老人保健施設の人員、施設及び 設備並びに運営に関する基準（平成11年厚 生省令第40号。以下「省令」という。）第 2 条で定めるとおりとし、介護支援専門員お よび介護その他の業務に従事する従業者に ついては次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) 栄養士 入所定員100以上の介護老人 保健施設にあつては、1 以上 (6)・(7) (略) 2・3 (略) 4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該 介護老人保健施設の職務に従事する者でな ければならない。<u>ただし、介護老人保健施 設（ユニット型介護老人保健施設（第43条 に規定するユニット型介護老人保健施設を いう。以下この項において同じ。）を除く。 以下この項において同じ。）にユニット型 介護老人保健施設を併設する場合の介護老</u>	目次 第 1 章～第 5 章 (略) <u>第 6 章 雑則（第55条）</u> 附則 (基本方針) 第 3 条 (略) 2・3 (略) <u>4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁 護、虐待の防止等のため、必要な体制の整 備を行うとともに、その従業者に対し、研 修を実施する等の措置を講じなければなら ない。</u> <u>5 介護老人保健施設は、介護保健施設サー ビスを提供するに当たっては、法第118条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報そ の他必要な情報を活用し、適切かつ有効に 行うよう努めなければならない。</u> (条例で定める従業者の員数) 第 4 条 (略) (1)～(4) (略) (5) 栄養士<u>または管理栄養士</u> 入所定員 100以上の介護老人保健施設にあつては、 1 以上 (6)・(7) (略) 2・3 (略) 4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該 介護老人保健施設の職務に従事する者でな ければならない。<u>ただし、入所者の処遇に 支障がない場合には、この限りでない。</u>

人保健施設およびユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

5 (略)

6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設もしくは介護医療院または病院もしくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士、栄養士または介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士、栄養士または介護支援専門員

(2) 介護医療院 栄養士または介護支援専門員

(3) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）または介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院または病院もしくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士、栄養士または介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 理学療法士、作業療法士もしくは言語

5 (略)

6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設もしくは介護医療院または病院もしくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士、栄養士もしくは管理栄養士または介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士、栄養士もしくは管理栄養士または介護支援専門員

(2) 介護医療院 栄養士もしくは管理栄養士または介護支援専門員

(3) 病院 栄養士もしくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）または介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院または病院もしくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士、栄養士もしくは管理栄養士または介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 理学療法士、作業療法士もしくは言語

聴覚士または栄養士 併設される介護医療院または病院もしくは診療所の理学療法士，作業療法士もしくは言語聴覚士または栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは，置かないことができること。

(2) (略)

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第16条 (略)

2～5 (略)

6 介護老人保健施設は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(施設サービス計画の作成)

第17条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は，サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。第11項において同じ。）の開催，担当者に対する照会等により，当該施設サービス計画の原案の内容について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 (略)

(新設)

聴覚士または栄養士もしくは管理栄養士 併設される介護医療院または病院もしくは診療所の理学療法士，作業療法士もしくは言語聴覚士または栄養士もしくは管理栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは，置かないことができること。

(2) (略)

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第16条 (略)

2～5 (略)

6 (略)

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(施設サービス計画の作成)

第17条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は，サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし，入所者またはその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては，テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。第11項において同じ。）の開催，担当者に対する照会等により，当該施設サービス計画の原案の内容について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 (略)

(栄養管理)

第20条の2 介護老人保健施設は，入所者の栄養状態の維持および改善を図り，自立し

		<u>た日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u>
	(新設)	(<u>口腔衛生の管理</u>) 第20条の3 <u>介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u>
(運営規程)		(運営規程)
第29条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第35条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。		第29条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第35条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
(1)～(6) (略)		(1)～(6) (略)
	(新設)	(7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u>
(7) (略)		(8) (略)
(勤務体制の確保等)		(勤務体制の確保等)
第30条 (略)		第30条 (略)
2 (略)		2 (略)
3 介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。		3 介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 <u>その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u> に対し、 <u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u>
	(新設)	4 <u>介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u>
	(新設)	(<u>業務継続計画の策定等</u>) 第30条の2 <u>介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業</u>

(非常災害対策)

第32条 (略)

(新設)

2 前項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。

(衛生管理等)

第33条 (略)

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) (略)

(揭示)

第35条 (略)

(新設)

業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第32条 (略)

2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 第1項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。

(衛生管理等)

第33条 (略)

2 (略)

(1) 当該介護老人保健施設における感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに 感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) (略)

(揭示)

第35条 (略)

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に

(事故発生の防止および発生時の対応) 第40条 介護老人保健施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、次に<u>定める</u>措置を講じなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 事故発生の防止のための委員会および従業者に対する研修を定期的に行うこと。 (新設)	<u>自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u> (事故発生の防止および発生時の対応) 第40条 介護老人保健施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、次に<u>掲げる</u>措置を講じなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 事故発生の防止のための委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>および従業者に対する研修を定期的に行うこと。 (4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u>
2～4 (略) (新設)	2～4 (略) <u>(虐待の防止)</u> 第40条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に<u>掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) <u>当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u> (4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u>
(基本方針) 第44条 (略) 2 (略) (新設) (新設)	(基本方針) 第44条 (略) 2 (略) 3 <u>ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> 4 <u>ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u>

(介護保健施設サービスの取扱方針) 第47条 (略) 2～7 (略) 8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) (略) 9 (略) (運営規程) 第51条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 (1)～(7) (略) (8) (略) (勤務体制の確保等) 第52条 (略) 2・3 (略) 4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 (準用) 第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条までおよび第32条から第42条までの規定	(介護保健施設サービスの取扱方針) 第47条 (略) 2～7 (略) 8 (略) (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) (略) 9 (略) (運営規程) 第51条 (略) (1)～(7) (略) <u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(9) (略)</u> (勤務体制の確保等) 第52条 (略) 2・3 (略) 4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u>に対し、<u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> <u>5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (準用) 第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から<u>第20条の3</u>まで、第23条、第25条から第28条まで、<u>第30条の2</u>および第32条から
--	---

は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第54条において準用する第12条第4項」と、第42条第2項第3号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する第13条第2項」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、第42条第2項第5号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と、第28条第4号および第42条第2項第6号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第28条第5号および第42条第2項第7号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と読み替えるものとする。

(新設)

第42条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第54条において準用する第12条第4項」と、第42条第2項第3号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する第13条第2項」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、第42条第2項第5号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と、第28条第4号および第42条第2項第6号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第28条第5号および第42条第2項第7号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第55条 介護老人保健施設およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第10条第1項（第54条において準用する場合を含む。）および第13条第1項（第54条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護老人保健施設およびその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うこ

附 則

(経過措置)

第2条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）または療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床または療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。以下この条および附則第4条から附則第6条までにおいて同じ。）を行って介護老人保健施設を開設する場合（この条例の施行前に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。）における当該転換に係る食堂については、第5条第2項第2号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

第3条 一般病床または療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床または療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合（この条例の施行前に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。）における当該転換に係る食堂については、第5条第2項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) (略)

とが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）にすることができる。

附 則

(経過措置)

第2条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）または療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床または療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。以下この条および附則第4条から附則第6条までにおいて同じ。）を行って介護老人保健施設を開設する場合（この条例の施行前に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。）における当該転換に係る食堂については、第5条第2項第2号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

第3条 一般病床または療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床または療養病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合（この条例の施行前に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。）における当該転換に係る食堂については、第5条第2項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) (略)

第4条 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合（この条例の施行前に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。）における当該転換に係る建物については、第6条第1項第1号の規定は、適用しない。

第5条 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合（この条例の施行前に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。）における当該転換に係る屋内の直通階段およびエレベーターについては、第6条第1項第2号中「屋内の直通階段およびエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているものまたは2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、または不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

第6条 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合（この条例の施行前に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。）における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第5号アおよび第45条第4項第5号アの規定にかかわ

第4条 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合（この条例の施行前に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。）における当該転換に係る建物については、第6条第1項第1号の規定は、適用しない。

第5条 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合（この条例の施行前に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。）における当該転換に係る屋内の直通階段およびエレベーターについては、第6条第1項第2号中「屋内の直通階段およびエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているものまたは2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、または不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

第6条 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合（この条例の施行前に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。）における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第5号アおよび第45条第4項第5号アの規定にかかわ

らず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

らず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

22 函館市介護医療院の人員，施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い，介護医療院の事業の基本方針，人員の基準等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和3年4月1日

函館市介護医療院の人員，施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例

新旧対照表

現 行	改 正 案
目次 第 1 章～第 5 章 （略） （新設） 附則 （基本方針） 第 3 条 （略） 2 ・ 3 （略） （新設） （新設） （条例で定める従業者の員数） 第 4 条 介護医療院に置くべき従業者およびその員数は，医師および看護師については介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第 5 号。以下「省令」という。）第 4 条で定めるとおりとし，介護支援専門員および介護その他の業務に従事する従業者については次のとおりとする。 (1)～(4) （略） (5) 栄養士 入所定員100以上の介護医療院にあつては， 1 以上 (6)～(8) （略） 2 ・ 3 （略） 4 介護医療院の従業者は，専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。<u>ただし，介護医療院（ユニット型介護医療院（第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院およびユニット型介護医療院の介護職員を除き，入所者の処遇に支障がない場合には，この限りでない。</u> 5 ・ 6 （略）	目次 第 1 章～第 5 章 （略） <u>第 6 章 雑則（第55条）</u> 附則 （基本方針） 第 3 条 （略） 2 ・ 3 （略） <u>4 介護医療院は，入所者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>5 介護医療院は，介護医療院サービスを提供するに当たっては，法第118条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> （条例で定める従業者の員数） 第 4 条 （略） (1)～(4) （略） (5) 栄養士 <u>または管理栄養士</u> 入所定員 100以上の介護医療院にあつては， 1 以上 (6)～(8) （略） 2 ・ 3 （略） 4 介護医療院の従業者は，専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。<u>ただし，入所者の処遇に支障がない場合には，この限りでない。</u> 5 ・ 6 （略）

(介護医療院サービスの取扱方針) 第16条 (略) 2～5 (略) 6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) (略) 7 (略) (施設サービス計画の作成) 第17条 (略) 2～5 (略) 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。第11項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 7～12 (略)	(介護医療院サービスの取扱方針) 第16条 (略) 2～5 (略) 6 (略) (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。</u>）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) (略) 7 (略) (施設サービス計画の作成) 第17条 (略) 2～5 (略) 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者またはその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。第11項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 7～12 (略)
(新設) (新設)	(栄養管理) 第20条の2 <u>介護医療院は、入所者の栄養状態の維持および改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u> (^{くう}口腔衛生の管理) 第20条の3 <u>介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制</u>

(運営規程) 第29条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（<u>第35条</u>において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) (新設) (7) (略) (勤務体制の確保等) 第30条 (略) 2 (略) 3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 (新設) (新設)	<u>を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u> (運営規程) 第29条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（<u>第35条第1項</u>において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) (7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (8) (略) (勤務体制の確保等) 第30条 (略) 2 (略) 3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> 4 <u>介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (業務継続計画の策定等) 第30条の2 <u>介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> 2 <u>介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的の実施しなければならない。</u> 3 <u>介護医療院は、定期的に業務継続計画の</u>
---	---

(非常災害対策)

第32条 (略)

(新設)

- 2 前項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。

(衛生管理等)

第33条 (略)

- 2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) (略)

3 (略)

(揭示)

第35条 (略)

(新設)

(事故発生の防止および発生時の対応)

- 第40条 介護医療院は、事故の発生またはその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第32条 (略)

- 2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

- 3 第1項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。

(衛生管理等)

第33条 (略)

2 (略)

(1) 当該介護医療院における感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) (略)

3 (略)

(揭示)

第35条 (略)

- 2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(事故発生の防止および発生時の対応)

- 第40条 介護医療院は、事故の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略) (3) 事故発生の防止のための委員会および従業者に対する研修を定期的に行うこと。 (新設) 2～4 (略)	(1)・(2) (略) (3) 事故発生の防止のための委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u> および従業者に対する研修を定期的に行うこと。 <u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u> 2～4 (略)
(新設)	<u>(虐待の防止)</u> 第40条の2 <u>介護医療院は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。</u> <u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u>
(基本方針) 第44条 (略) 2 (略) (新設)	(基本方針) 第44条 (略) 2 (略) <u>3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
(新設) (介護医療院サービスの取扱方針) 第47条 (略) 2～7 (略) 8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を	<u>4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> (介護医療院サービスの取扱方針) 第47条 (略) 2～7 (略) 8 (略) (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を

検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) (略) 9 (略) (運営規程) 第51条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(7) (略) (新設) (8) (略) (勤務体制の確保等) 第52条 (略) 2・3 (略) 4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 (新設) (準用) 第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条までおよび第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47	検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) (略) 9 (略) (運営規程) 第51条 (略) (1)～(7) (略) <u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(9) (略)</u> (勤務体制の確保等) 第52条 (略) 2・3 (略) 4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u>に対し、<u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> <u>5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (準用) 第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から<u>第20条の3</u>まで、第23条、第25条から第28条まで、<u>第30条の2</u>および第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」と
--	--

条第7項」と読み替えるものとする。 (新設)	あるのは「第47条第7項」と読み替えるものとする。 第6章 雑則 (電磁的記録等) 第55条 介護医療院およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第10条第1項（第54条において準用する場合を含む。）および第13条第1項（第54条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 2 介護医療院およびその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。
附 則 (新設)	附 則 (経過措置) 第2条 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に転換（当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って介護医療院を開設する場合におけ

(経過措置)

第2条 療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等または当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号および第45条第4項第1号の規定は、適用しない。

第3条 療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段およびエレベーターについての第6条第1項第2号および第45条第4項第2号の規定の適用については、第6条第1項第2号および第45条第4項第2号中「屋内の直通階段およびエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているものまたは2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、または不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

第4条 療養病床等を有する病院または病床

る当該介護医療院の浴室については、第5条第2項第3号イおよび第45条第2項第2号イの規定にかかわらず、新築、増築または全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

第3条 療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等または当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号および第45条第4項第1号の規定は、適用しない。

第4条 療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段およびエレベーターについての第6条第1項第2号および第45条第4項第2号の規定の適用については、第6条第1項第2号および第45条第4項第2号中「屋内の直通階段およびエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているものまたは2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、または不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

第5条 療養病床等を有する病院または病床

を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第6号アおよび第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

第5条 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床の転換を行った介護老人保健施設（以下「介護療養型老人保健施設」という。）を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部または一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号および第45条第4項第1号の規定は、適用しない。

第6条 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部または一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段およびエレベーターについての第6条第1項第2号および第45条第4項第2号の規定の適用については、第6条第1項第2号および第45条第4項第2号中「屋内の直通階段およびエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているものまたは2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、または不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

第7条 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部また

を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第6号アおよび第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

第6条 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床の転換を行った介護老人保健施設（以下「介護療養型老人保健施設」という。）を開設した場合であって、令和6年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部または一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号および第45条第4項第1号の規定は、適用しない。

第7条 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、令和6年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部または一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段およびエレベーターについての第6条第1項第2号および第45条第4項第2号の規定の適用については、第6条第1項第2号および第45条第4項第2号中「屋内の直通階段およびエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているものまたは2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、または不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

第8条 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、令和6年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部また

は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第6号アおよび第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第6号アおよび第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

23 函館市指定介護療養型医療施設の人員，設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，指定介護療養型医療施設の事業の基本方針，人員の基準等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和3年4月1日

函館市指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営に関する 基準を定める条例

新旧対照表

現 行	改 正 案
目次	目次
第1章～第5章 (略)	第1章～第5章 (略)
(新設)	第6章 雑則 (第56条)
附則	附則
(基本方針)	(基本方針)
第3条 (略)	第3条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
(新設)	4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の 人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な 体制の整備を行うとともに、その従業者に 対し、研修を実施する等の措置を講じなけ ればならない。
(新設)	5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療 養施設サービスを提供するに当たっては、 介護保険法第118条の2第1項に規定する 介護保険等関連情報その他必要な情報を活 用し、適切かつ有効に行うよう努めなけれ ばならない。
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第4条 指定介護療養型医療施設（療養病床 （医療法（昭和23年法律第205号）第7条第 2項第4号に規定する療養病床をいう。以 下同じ。）を有する病院であるものに限る。） に置くべき従業者およびその員数は、次の とおりとする。	第4条 (略)
(1) 医師、薬剤師および栄養士 それぞれ 医療法に規定する療養病床を有する病院 として必要とされる数以上	(1) 医師および薬剤師 それぞれ医療法に 規定する療養病床を有する病院として必 要とされる数以上
(2)～(4) (略)	(2)～(4) (略)
(新設)	(5) 栄養士または管理栄養士 療養病床の 数が100以上の指定介護療養型医療施設 にあつては、1以上
(5) (略)	(6) (略)
2 (略)	2 (略)
3 指定介護療養型医療施設（改正法附則第 130条の2第1項の規定によりなおその効 力を有するものとされた介護保険法施行令 （平成10年政令第412号）第4条第2項に規 定する病床により構成される病棟（以下「老 人性認知症疾患療養病棟」という。）を有	3 (略)

する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。 (1) 医師、<u>薬剤師および栄養士</u> それぞれ医療法上必要とされる数以上 (2)～(5) （略） （新設） (6) （略） 4・5 （略） 6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、<u>第1項第5号および第3項第6号</u>の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数および老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が100またはその端数を増すごとに1とする。 7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。<u>ただし、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設およびユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u> 8 <u>第1項第5号、第3項第6号</u>および第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。 9・10 （略） （指定介護療養施設サービスの取扱方針） 第17条 （略） 2～5 （略） 6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束	(1) 医師および<u>薬剤師</u> それぞれ医療法上必要とされる数以上 (2)～(5) （略） (6) <u>栄養士または管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数および療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上</u> (7) （略） 4・5 （略） 6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、<u>第1項第6号および第3項第7号</u>の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数および老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が100またはその端数を増すごとに1とする。 7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。<u>ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u> 8 <u>第1項第6号、第3項第7号</u>および第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。 9・10 （略） （指定介護療養施設サービスの取扱方針） 第17条 （略） 2～5 （略） 6 （略）
---	--

等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(施設サービス計画の作成)

第18条 (略)

2～5 (略)

- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 (略)

(新設)

(新設)

(運営規程)

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(施設サービス計画の作成)

第18条 (略)

2～5 (略)

- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者またはその家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 (略)

(栄養管理)

第20条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持および改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔^{くわう}衛生の管理)

第20条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(運営規程)

第28条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) (7) (略) (勤務体制の確保等) 第29条 (略) 2 (略) 3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 (新設) (新設) (非常災害対策) 第31条 (略)	第28条 (略) (1)～(6) (略) <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(8) (略)</u> (勤務体制の確保等) 第29条 (略) 2 (略) 3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> <u>4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (業務継続計画の策定等) 第29条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症や非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 <u>2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。</u> <u>3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u> (非常災害対策) 第31条 (略)
---	---

(新設)

- 2 前項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。

(衛生管理等)

第32条 (略)

- 2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) (略)

- (3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

- (4) (略)

(揭示)

第34条 (略)

(新設)

(事故発生の防止および発生時の対応)

- 第39条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1)・(2) (略)

- (3) 事故発生の防止のための委員会および従業者に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

- 3 第1項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。

(衛生管理等)

第32条 (略)

- 2 (略)

- (1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) (略)

- (3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

- (4) (略)

(揭示)

第34条 (略)

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(事故発生の防止および発生時の対応)

- 第39条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1)・(2) (略)

- (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)および従業者に対する

2～4 (略)	(新設) 研修を定期的に行うこと。 <u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u> 2～4 (略)
(新設)	<u>(虐待の防止)</u> <u>第39条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。</u> <u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u>
(基本方針) 第43条 (略) 2 (略)	(基本方針) 第43条 (略) 2 (略)
(新設)	<u>3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
(新設)	<u>4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u>
(構造設備) 第44条 (略) 2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室および浴室については、次の基準を満たさなければならない。 (1) ユニット	(構造設備) 第44条 (略) 2 (略) (1) ユニット

ア 病室

(ア) (略)

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(エ) (略)

イ～エ (略)

(2)～(4) (略)

3～5 (略)

第45条 (略)

2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室および浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1) ユニット

ア 病室

(ア) (略)

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同

ア 病室

(ア) (略)

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、

(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

(エ) (略)

イ～エ (略)

(2)～(4) (略)

3～5 (略)

第45条 (略)

2 (略)

(1) ユニット

ア 病室

(ア) (略)

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、

(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(エ) (略)

イ～エ (略)

(2)～(4) (略)

3～5 (略)

第46条 (略)

2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、生活機能回復訓練室および浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1) ユニット

ア 病室

(ア) (略)

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(エ) (略)

イ～エ (略)

(2)～(4) (略)

3・4 (略)

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第48条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催す

(エ) (略)

イ～エ (略)

(2)～(4) (略)

3～5 (略)

第46条 (略)

2 (略)

(1) ユニット

ア 病室

(ア) (略)

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

(エ) (略)

イ～エ (略)

(2)～(4) (略)

3・4 (略)

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第48条 (略)

2～7 (略)

8 (略)

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活

るとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) (略) 9 (略) (運営規程) 第52条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(7) (略) (新設) (8) (略) (勤務体制の確保等) 第53条 (略) 2・3 (略) 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 (新設) (準用) 第55条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から第20条まで、第24条から第27条までおよび第31条から第41条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第8条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第41条第2	用して行うことができるものとする。) を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) (略) 9 (略) (運営規程) 第52条 (略) (1)～(7) (略) (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) (略) (勤務体制の確保等) 第53条 (略) 2・3 (略) 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> 5 <u>ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (準用) 第55条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から<u>第20条の3</u>まで、第24条から第27条まで、<u>第29条の2</u>および第31条から第41条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第8条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」
---	---

項第2号中「第14条第2項」とあるのは「第55条において準用する第14条第2項」と、第27条中「第18条」とあるのは「第55条において準用する第18条」と、第41条第2項第4号中「第24条」とあるのは「第55条において準用する第24条」と、第27条第3号および第41条第2項第5号中「第37条第2項」とあるのは「第55条において準用する第37条第2項」と、第27条第4号および第41条第2項第6号中「第39条第3項」とあるのは「第55条において準用する第39条第3項」と、第41条第2項第3号中「第17条第5項」とあるのは「第48条第7項」と読み替えるものとする。

(新設)

と、第41条第2項第2号中「第14条第2項」とあるのは「第55条において準用する第14条第2項」と、第27条中「第18条」とあるのは「第55条において準用する第18条」と、第41条第2項第4号中「第24条」とあるのは「第55条において準用する第24条」と、第27条第3号および第41条第2項第5号中「第37条第2項」とあるのは「第55条において準用する第37条第2項」と、第27条第4号および第41条第2項第6号中「第39条第3項」とあるのは「第55条において準用する第39条第3項」と、第41条第2項第3号中「第17条第5項」とあるのは「第48条第7項」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第56条 指定介護療養型医療施設およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第11条第1項（第55条において準用する場合を含む。）および第14条第1項（第55条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設およびその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

24 市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

食品衛生法施行令の一部改正等に伴い液卵製造業の許可に関する事務について手数料を徴収する等の見直しを行い, および医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令等の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和3年6月1日

市立函館保健所使用料及び手数料条例（昭和23年函館市条例第75号）新旧対照表

現 行					改正案				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
手数料を徴収する事務	名称	単位	金額		手数料を徴収する事務	名称	単位	金額	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
医薬品医療機器等法施行令第1条の5第1項または第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証または医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可証もしくは高度管理医療機器等の販売業もしくは貸与業の許可証の書換え交付	薬局開設許可証等書換え交付手数料	1 件	2,000円		医薬品医療機器等法施行令第2条の3第1項または第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証または医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可証もしくは高度管理医療機器等の販売業もしくは貸与業の許可証の書換え交付	薬局開設許可証等書換え交付手数料	1 件	2,000円	
医薬品医療機器等法施行令第1条の6第1項または第46条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証または医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可証もしくは高度管理医療機器等の販売業もしくは貸与業の許可証の再交付	薬局開設許可証等再交付手数料	1 件	2,900円		医薬品医療機器等法施行令第2条の4第1項または第46条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証または医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可証もしくは高度管理医療機器等の販売業もしくは貸与業の許可証の再交付	薬局開設許可証等再交付手数料	1 件	2,900円	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項および食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業の審査	飲食店営業許可申請手数料	1 件	16,000円	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項および食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業の審査	飲食店営業許可申請手数料	1 件	16,000円
	飲食店営業の更新の審査	飲食店営業許可更新申請手数料	1 件	12,800円		飲食店営業の更新の審査	飲食店営業許可更新申請手数料	1 件	12,800円
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく喫茶店営業の許可の申請に対する審査	喫茶店営業の審査	喫茶店営業許可申請手数料	1 件	9,600円	食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の審査	1 件	9,600円	

							可申請 手数料		
	喫茶店営業の更新の審査	喫茶店営業許可更新申請手数料	1 件	7,680円		調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の更新の審査	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料	1 件	7,680円
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業の審査	菓子製造業許可申請手数料	1 件	14,000円	食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業の審査	食肉販売業許可申請手数料	1 件	9,600円
	菓子製造業の更新の審査	菓子製造業許可更新申請手数料	1 件	11,200円		食肉販売業の更新の審査	食肉販売業許可更新申請手数料	1 件	7,680円
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づくあん類製造業の許可の申請に対する審査	あん類製造業の審査	あん類製造業許可申請手数料	1 件	14,000円	食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業の審査	魚介類販売業許可申請手数料	1 件	9,600円
	あん類製造業の更新の審査	あん類製造業許可更新申請手数料	1 件	11,200円		魚介類販売業の更新の審査	魚介類販売業許可更新申請手数料	1 件	7,680円
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業の審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	1 件	14,000円	食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	魚介類競り売り営業の審査	魚介類競り売り営業許可申請手数料	1 件	21,000円
	アイスクリーム類製造業の更新の審査	アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料	1 件	11,200円		魚介類競り売り営業の更新の審査	魚介類競り売り営業許可更新申請手数料	1 件	16,800円
					食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業の審査	集乳業許可申請手数料	1 件	9,600円
						集乳業の更新の審査	集乳業許可更新申請手数料	1 件	7,680円
食品衛生法第52	乳処理業	乳処理	1 件	21,000円	食品衛生法第55	乳処理業	乳処理	1 件	21,000円

条第1項および 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく乳処理 業の許可の申請 に対する審査	の審査	業許可 申請手 数料			条第1項および 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく乳処理 業の許可の申請 に対する審査	の審査	業許可 申請手 数料		
	乳処理業 の更新の 審査	乳処理 業許可 更新申 請手数 料	1 件	16,800円		乳処理業 の更新の 審査	乳処理 業許可 更新申 請手数 料	1 件	16,800円
食品衛生法第52 条第1項および 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく特別牛 乳搾取処理業の 許可の申請に対 する審査	特別牛乳 搾取処理 業の審査	特別牛 乳搾取 処理業 許可申 請手数 料	1 件	21,000円	食品衛生法第55 条第1項および 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく特別牛 乳搾取処理業の 許可の申請に対 する審査	特別牛乳 搾取処理 業の審査	特別牛 乳搾取 処理業 許可申 請手数 料	1 件	21,000円
	特別牛乳 搾取処理 業の更新 の審査	特別牛 乳搾取 処理業 許可更 新申請 手数料	1 件	16,800円		特別牛乳 搾取処理 業の更新 の審査	特別牛 乳搾取 処理業 許可更 新申請 手数料	1 件	16,800円
食品衛生法第52 条第1項および 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく乳製品 製造業の許可の 申請に対する審 査	乳製品製 造業の審 査	乳製品 製造業 許可申 請手数 料	1 件	21,000円	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	乳製品製 造業の更 新の審査	乳製品 製造業 許可更 新申請 手数料	1 件	16,800円		(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
食品衛生法第52 条第1項および 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく集乳業 の許可の申請に 対する審査	集乳業の 審査	集乳業 許可申 請手数 料	1 件	9,600円	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	集乳業の 更新の審 査	集乳業 許可更 新申請 手数料	1 件	7,680円		(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
食品衛生法第52 条第1項および 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく乳類販 売業の許可の申 請に対する審査	乳類販売 業の審査	乳類販 売業許 可申請 手数料	1 件	9,600円	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	乳類販売 業の更新 の審査	乳類販 売業許 可更新 申請手 数料	1 件	7,680円		(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
食品衛生法第52 条第1項および 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく食肉処 理業の許可の申 請に対する審査	食肉処理 業の審査	食肉処 理業許 可申請 手数料	1 件	21,000円	食品衛生法第55 条第1項および 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく食肉処 理業の許可の申 請に対する審査	食肉処理 業の審査	食肉処 理業許 可申請 手数料	1 件	21,000円
	食肉処理 業の更新 の審査	食肉処 理業許 可更新 申請手 数料	1 件	16,800円		食肉処理 業の更新 の審査	食肉処 理業許 可更新 申請手 数料	1 件	16,800円
食品衛生法第52 条第1項および	食肉販売 業の審査	食肉販 売業許	1 件	9,600円	食品衛生法第55 条第1項および	食品の放 射線照射	食品の 放射線	1 件	21,000円

食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業の更新の審査	食肉販売業許可更新申請手数料	1 件	7,680円
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業の審査	食肉製品製造業許可申請手数料	1 件	21,000円
	食肉製品製造業の更新の審査	食肉製品製造業許可更新申請手数料	1 件	16,800円
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業の審査	魚介類販売業許可申請手数料	1 件	9,600円
	魚介類販売業の更新の審査	魚介類販売業許可更新申請手数料	1 件	7,680円
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	魚介類競り売り営業の審査	魚介類競り売り営業許可申請手数料	1 件	21,000円
	魚介類競り売り営業の更新の審査	魚介類競り売り営業許可更新申請手数料	1 件	16,800円
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚肉練り製品製造業の許可の申請に対する審査	魚肉練り製品製造業の審査	魚肉練り製品製造業許可申請手数料	1 件	16,000円
	魚肉練り製品製造業の更新の審査	魚肉練り製品製造業許可更新申請手数料	1 件	12,800円

食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	業の審査	照射業許可申請手数料		
	食品の放射線照射業の更新の審査	食品の放射線照射業許可更新申請手数料	1 件	16,800円
食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業の審査	菓子製造業許可申請手数料	1 件	14,000円
	菓子製造業の更新の審査	菓子製造業許可更新申請手数料	1 件	11,200円
食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業の審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	1 件	14,000円
	アイスクリーム類製造業の更新の審査	アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料	1 件	11,200円
食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業の審査	乳製品製造業許可申請手数料	1 件	21,000円
	乳製品製造業の更新の審査	乳製品製造業許可更新申請手数料	1 件	16,800円

食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の冷凍または冷蔵業の許可の申請に対する審査	食品の冷凍または冷蔵業の審査	食品の冷凍または冷蔵業許可申請手数料	1 件	21,000円
	食品の冷凍または冷蔵業の更新の審査	食品の冷凍または冷蔵業許可更新申請手数料	1 件	16,800円
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業の審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	1 件	21,000円
	食品の放射線照射業の更新の審査	食品の放射線照射業許可更新申請手数料	1 件	16,800円
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業の審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	1 件	21,000円
	清涼飲料水製造業の更新の審査	清涼飲料水製造業許可更新申請手数料	1 件	16,800円
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳酸菌飲料製造業の許可の申請に対する審査	乳酸菌飲料製造業の審査	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	1 件	14,000円
	乳酸菌飲料製造業の更新の審査	乳酸菌飲料製造業許可更新申請手数料	1 件	11,200円

食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業の審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	1 件	21,000円
	清涼飲料水製造業の更新の審査	清涼飲料水製造業許可更新申請手数料	1 件	16,800円
食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業の審査	食肉製品製造業許可申請手数料	1 件	21,000円
	食肉製品製造業の更新の審査	食肉製品製造業許可更新申請手数料	1 件	16,800円
食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査	水産製品製造業の審査	水産製品製造業許可申請手数料	1 件	16,000円
	水産製品製造業の更新の審査	水産製品製造業許可更新申請手数料	1 件	12,800円

食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく冰雪製造業の許可の申請に対する審査	冰雪製造業の審査	冰雪製造業許可申請手数料	1件	21,000円
	冰雪製造業の更新の審査	冰雪製造業許可更新申請手数料	1件	16,800円
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく冰雪販売業の許可の申請に対する審査	冰雪販売業の審査	冰雪販売業許可申請手数料	1件	14,000円
	冰雪販売業の更新の審査	冰雪販売業許可更新申請手数料	1件	11,200円
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業の審査	食用油脂製造業許可申請手数料	1件	21,000円
	食用油脂製造業の更新の審査	食用油脂製造業許可更新申請手数料	1件	16,800円
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づくマーガリンまたはショートニング製造業の許可の申請に対する審査	マーガリンまたはショートニング製造業の審査	マーガリンまたはショートニング製造業許可申請手数料	1件	21,000円
	マーガリンまたはショートニング製造業の更新の審査	マーガリンまたはショートニング製造業許可更新申請手数料	1件	16,800円
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づくみそ製造業の許可の申請に対する審査	みそ製造業の審査	みそ製造業許可申請手数料	1件	16,000円
	みそ製造業の更新の審査	みそ製造業許可更新申請手数料	1件	12,800円
食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく冰雪製造業の許可の申請に対する審査	冰雪製造業の審査	冰雪製造業許可申請手数料	1件	21,000円
	冰雪製造業の更新の審査	冰雪製造業許可更新申請手数料	1件	16,800円
食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査	液卵製造業の審査	液卵製造業許可申請手数料	1件	21,000円
	液卵製造業の更新の審査	液卵製造業許可更新申請手数料	1件	16,800円
食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業の審査	食用油脂製造業許可申請手数料	1件	21,000円
	食用油脂製造業の更新の審査	食用油脂製造業許可更新申請手数料	1件	16,800円
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づくみそまたはしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	みそまたはしょうゆ製造業の審査	みそまたはしょうゆ製造業許可申請手数料	1件	16,000円
	みそまたはしょうゆ製造業の更新の審査	みそまたはしょうゆ製造業許可更新申請手数料	1件	12,800円

		数料				審査	許可更新申請手数料		
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく醤油製造業の許可の申請に対する審査	醤油製造業の審査	醤油製造業許可申請手数料	1件	16,000円		(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	醤油製造業の更新の審査	醤油製造業許可更新申請手数料	1件	12,800円		(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づくソース類製造業の許可の申請に対する審査	ソース類製造業の審査	ソース類製造業許可申請手数料	1件	16,000円		(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	ソース類製造業の更新の審査	ソース類製造業許可更新申請手数料	1件	12,800円		(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業の審査	酒類製造業許可申請手数料	1件	16,000円		(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	酒類製造業の更新の審査	酒類製造業許可更新申請手数料	1件	12,800円					
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業の審査	豆腐製造業許可申請手数料	1件	14,000円		(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	豆腐製造業の更新の審査	豆腐製造業許可更新申請手数料	1件	11,200円					
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業の審査	納豆製造業許可申請手数料	1件	14,000円		(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	納豆製造業の更新の審査	納豆製造業許可更新申請手数料	1件	11,200円					
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づくめん類製造業の許可の申請に対する審査	めん類製造業の審査	めん類製造業許可申請手数料	1件	14,000円		(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	めん類製造業の更新の審査	めん類製造業許可更新申請手数料	1件	11,200円					
食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業の審査	酒類製造業許可申請手数料	1件	16,000円		(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	酒類製造業の更新の審査	酒類製造業許可更新申請手数料	1件	12,800円					
食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業の審査	豆腐製造業許可申請手数料	1件	14,000円		(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	豆腐製造業の更新の審査	豆腐製造業許可更新申請手数料	1件	11,200円					
食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業の審査	納豆製造業許可申請手数料	1件	14,000円		(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	納豆製造業の更新の審査	納豆製造業許可更新申請手数料	1件	11,200円					
食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査	麺類製造業の審査	麺類製造業許可申請手数料	1件	14,000円		(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	麺類製造業の更新の審査	麺類製造業許可更新申請手数料	1件	11,200円					

査	新の審査	許可更新申請手数料			の審査	可更新申請手数料		
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業の審査	そうざい製造業許可申請手数料	1 件	21,000円	食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	1 件	21,000円
	そうざい製造業の更新の審査	そうざい製造業許可更新申請手数料	1 件	16,800円		そうざい製造業許可更新申請手数料	1 件	16,800円
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく缶詰または瓶詰食品製造業の許可の申請に対する審査	缶詰または瓶詰食品製造業の審査	缶詰または瓶詰食品製造業許可申請手数料	1 件	21,000円	食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	複合型そうざい製造業許可申請手数料	1 件	27,000円
	缶詰または瓶詰食品製造業の更新の審査	缶詰または瓶詰食品製造業許可更新申請手数料	1 件	16,800円		複合型そうざい製造業許可更新申請手数料	1 件	21,600円
					食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	冷凍食品製造業許可申請手数料	1 件	21,000円
						冷凍食品製造業許可更新申請手数料	1 件	16,800円
					食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	1 件	27,000円
						複合型冷凍食品製造業許可更新申請手数料	1 件	21,600円
					食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査	漬物製造業許可申請手数料	1 件	14,000円
						漬物製造業許可更新申請手数料	1 件	11,200円

						請に対する審査	の審査	可更新 申請手 数料		
						食品衛生法第55 条第1項および 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく密封包 装食品製造業の 許可の申請に対 する審査	密封包装 食品製造 業の審査	密封包 装食品 製造業 許可申 請手数 料	1 件	21,000円
							密封包装 食品製造 業の更新 の審査	密封包 装食品 製造業 許可更 新申請 手数料	1 件	16,800円
						食品衛生法第55 条第1項および 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく食品の 小分け業の許可 の申請に対する 審査	食品の小 分け業の 審査	食品の小 分け 業許可 申請手 数料	1 件	14,000円
							食品の小 分け業の 更新の審 査	食品の小 分け 業許可 更新申 請手数 料	1 件	11,200円
						食品衛生法第55 条第1項および 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく添加物 製造業の許可の 申請に対する審 査	添加物製 造業の審 査	添加物 製造業 許可申 請手数 料	1 件	21,000円
							添加物製 造業の更 新の審査	添加物 製造業 許可更 新申請 手数料	1 件	16,800円
						食品の製造販売 行商等衛生条例 (昭和29年北海 道条例第46号) 第4条第1項の規 定に基づく行商 の登録の申請に 対する審査	行商の審 査	行商登 録申請 手数料	1 件	2,000円
							行商の更 新の審査	行商登 録更新 申請手 数料	1 件	1,600円
						食品の製造販売 行商等衛生条例 第4条第1項の規 定に基づく販売 業の登録の申請 に対する審査	販売業の 審査	販売業 登録申 請手数 料	1 件	4,000円
							販売業の 更新の審 査	販売業 登録更 新申請 手数料	1 件	3,200円
						食品の製造販売 行商等衛生条例 第5条第1項の規 定に基づく製造 業の許可の申請 に対する審査	製造業の 審査	製造業 許可申 請手数 料	食品 の製 造販 売行 商等 衛生	6,500円

			条例 第2 条第 5号 の品 目の 区分 ごと に1 件						
	製造業の 更新の審 査	製造業 許可更 新申請 手数料	食品 の製 造販 売行 商等 衛生 条例 第2 条第 5号 の品 目の 区分 ごと に1 件	5,200円		(削る)	(削る)	(削 る)	(削る)
かきの処理等に関 する衛生条例 (昭和37年北海 道条例第45号)	かき処理 業の審査	かき処 理業許 可申請 手数料	1件	5,500円	(削る)	(削る)	(削る)	(削 る)	(削る)
第5条第1項の規 定に基づくかき 処理業の許可の 申請に対する審 査	かき処理 業の更新 の審査	かき処 理業許 可更新 申請手 数料	1件	4,400円		(削る)	(削る)	(削 る)	(削る)
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

25 函館市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

簡易宿所営業の施設の構造設備の基準に関し玄関帳場等に係る基準の特例を定めるため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和3年4月1日

函館市旅館業法施行条例 新旧対照表

現行	改正案
(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準) 第3条 政令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 次の要件を満たす玄関帳場等を有すること。 ア 宿泊しようとする者が必ず通過する場所に面して設けられていること。 イ 床面積は、3.3平方メートル以上であること。 ウ 宿泊しようとする者との面接に適し、かつ、宿泊者その他の施設の利用者の出入りを容易に確認することができる位置に、縦横それぞれ1メートル以上の開口部を有する受付窓口が設けられていること。 エ 受付窓口には、幅0.3メートル以上、長さ1メートル以上の受付台が宿泊に係る手続を行うのに適した位置に付設されていること。 オ 受付窓口において宿泊しようとする者との面接を行うのに適した照度を確保できる照明設備が設けられていること。 カ 受付窓口の周辺の見やすい場所にフロント等玄関帳場等である旨が表示されていること。 キ 受付窓口およびその周囲には、宿泊しようとする者との面接を妨げるおそれのあるカーテン、囲い等の設備が設けられていないこと。 (5)～(7) 略 (構造設備の基準の特例) 第5条 旅館業（下宿営業を除く。）の施設のうち、<u>旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）第5条第1項各号に掲げる施設については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める基準は、適用しない。</u> (表略) 2 略	(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準) 第3条 政令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 次の要件を満たす玄関帳場等を有すること。 <u>ただし、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）第4条の3各号のいずれにも該当する設備を有する場合は、この限りでない。</u> ア 宿泊しようとする者が必ず通過する場所に面して設けられていること。 イ 床面積は、3.3平方メートル以上であること。 ウ 宿泊しようとする者との面接に適し、かつ、宿泊者その他の施設の利用者の出入りを容易に確認することができる位置に、縦横それぞれ1メートル以上の開口部を有する受付窓口が設けられていること。 エ 受付窓口には、幅0.3メートル以上、長さ1メートル以上の受付台が宿泊に係る手続を行うのに適した位置に付設されていること。 オ 受付窓口において宿泊しようとする者との面接を行うのに適した照度を確保できる照明設備が設けられていること。 カ 受付窓口の周辺の見やすい場所にフロント等玄関帳場等である旨が表示されていること。 キ 受付窓口およびその周囲には、宿泊しようとする者との面接を妨げるおそれのあるカーテン、囲い等の設備が設けられていないこと。 (5)～(7) 略 (構造設備の基準の特例) 第5条 旅館業（下宿営業を除く。）の施設のうち、<u>省令第5条第1項各号に掲げる施設については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める基準は、適用しない。</u> (表略) 2 略

26 専決処分の報告について

(令和2(2020)年度函館市一般会計補正予算)

新型コロナウイルスワクチン接種に係る

令和2(2020)年度函館市一般会計補正予算の専決処分について

(1) 予算の内容

新型コロナウイルスワクチン接種について、令和3年2月下旬からの開始に向けて早急に体制の整備を進める必要があることから、一般会計予算の補正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するもの。

(2) 令和2(2020)年度函館市一般会計補正予算(第9号)の概要

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	備 考
衛 生 費	9,408,863	138,593	9,547,456	新型コロナウイルスワクチン 接種関係経費 138,593 ▶接種費用【繰越明許費】 68,310 ・@2,277円×1.5万人×2回 (医療従事者等) ▶体制整備 70,283 ・ワクチン接種券の印刷・発送等 ・予防接種台帳のシステム改修 ・ワクチン接種の相談体制の確保 (コールセンターの設置) ・事務処理のための人員確保 (ほか (台帳入力等[人材派遣])
そ の 他	161,612,700		161,612,700	
歳出合計	171,021,563	138,593	171,160,156	
国庫支出金	61,393,318	138,593	61,531,911	新型コロナウイルスワクチン 接種対策費負担金 68,310 新型コロナウイルスワクチン 接種体制確保事業費補助金 70,283
そ の 他	109,628,245		109,628,245	
歳入合計	171,021,563	138,593	171,160,156	

・繰越明許費の設定

▶ 新型コロナウイルスワクチン接種関係経費 68,310(接種費用)

・債務負担行為の設定

▶ 新型コロナウイルスワクチン接種関係経費 期間 令和3年度 限度額 133,084
 (体制整備:接種券の印刷・発送等, 相談体制の確保 (ほか))

(3) 専決処分日

令和3年1月27日(水)

27 公の施設の指定管理者の指定について

(1) 函館市夜間急病センターの指定管理者

ア 公の施設の名称および位置

名称 函館市夜間急病センター

位置 函館市五稜郭町23番1号

イ 指定管理者の住所、名称および代表者の氏名

住所 函館市田家町5番16号

名称 公益社団法人函館市医師会

代表者の氏名 会長 本間 哲

ウ 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

エ 候補者の選定

特例措置を適用し、当該団体を候補者とした。

オ 管理委託料

93,957千円

28 専決処分の報告について（損害賠償の額について）

（１） 専決処分の内容

令和２年１０月１２日函館市末広町８番５号先で発生した交通事故による損害賠償の額を令和３年２月４日地方自治法第１８０条第１項の規定により，次のとおり専決したので報告する。

（２） 損害賠償の額

１９１，７０５円

（３） 損害賠償の相手方

函館市に在住する４０歳代の男性

（４） 専決処分の報告

地方自治法第１８０条第２項の規定により，第１回市議会定例会に専決処分をした旨の報告をする。